

# グリーン購入に係る基本方針

平成13年9月施行

平成19年3月改正

平成25年8月改正

沼 津 市

## グリーン購入に係る基本方針

沼津市

グリーン購入の推進については、国を挙げて取り組むべき課題であり、国や地方公共団体が率先して実行することによる、リサイクルの促進や環境物品マーケットの拡大を通じて、わが国の経済社会のグリーン化に大きく弾みをつけることができる。こうした観点から、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が制定された。

さらに、平成13年2月に「環境物品等の調達等の推進に関する基本方針」が閣議決定され、平成13年4月1日より施行された。この中では、紙や文具類、公共工事、役務など14分野101品目（平成25年2月5日の改正では19分野266品目）を選定し、目標を定めて購入することを定めており、地方公共団体についても国の方針に準じてグリーン購入を推進するよう求めている。

グリーン購入の推進については、資源の再生産、再利用を図り、環境への負荷をできる限り抑えた持続可能な循環型社会をつくりあげるために必要な施策であることから、市も平成13年9月に「グリーン購入に係る基本方針」を定め、グリーン購入の推進を、ISO14001環境マネジメントシステム及び、平成24年度からは沼津市独自の環境マネジメントシステムの下、目的・目標を設定し取り組んできており、職員の意識向上とともにその成果が表れてきている。

なお、市の「グリーン購入に係る基本方針」については、国の基本方針を踏まえるとともに、沼津市環境マネジメントシステムの中で運用管理していくものとする。

### 1. グリーン購入について市が目指すべき方向

国等の動向でも分かるとおり、地球温暖化を始めとした地球環境問題の解決が急務となっている現状に鑑み、我々の生活や経済活動を支えている物品調達等に伴う環境負荷についても、これを低減していくことは必須事項であり、環境配慮物品等への需要の転換をも促進していかなければならない。

環境配慮物品の優先的購入が、関係市場の形成、開発の促進に寄与し、更なる環境配慮物品の購入を促進するという継続的改善を伴った波及効果をもたらすこととなる。

ゆえに市が率先してグリーン購入を推進することにより、市民レベルにまでこの輪を広げ、めざすべき資源循環型社会の実現に資していく必要がある。

そこで以下のとおり、グリーン購入を推進していくものとする。

### (1) 物品調達に係る基本的考え方

市は、毎年度、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務事業を勘案して、環境配慮物品等の調達の推進を図るため、グリーン調達可能性調査を実施し、各種調達品目毎の調達目標を設定する。その際、以下のような基本的考え方に則り、物品等を調達し使用していくものとする。

- ①物品等の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点を考慮事項とすることで、これが物品等の調達契約を得る一つの要素となり、ここに競争の原理が働くことで環境配慮物品等の普及をもたらすことを認識して調達を行うものとする。
- ②環境負荷をできるだけ低減させる観点から、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁など多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品を選択するものとする。
- ③環境配慮物品等の調達にあたっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、環境配慮を理由にその総量を増やすこととならないように努める。
- ④経費の節減を図るため、調達総量が抑制できる一括購入一括管理等のための新たなシステムの導入を検討していく。

### (2) 各調達品目とその判断基準及び調達目標について

市は、国の基本方針（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）にある各特定調達品目とその判断の基準をもとに、市としての調達品目及び判断基準を設定し、目標を立てて調達を進めていくものとする。

#### ①各調達品目の判断基準及び調達目標

ア 市が物品等の調達を行う際の各調達品目の判断基準及び調達目標は、別に定める。

イ 各調達品目の判断基準及び調達目標は、本市の実績や国の調達方針等を考慮しながら、適時見直しを図っていくものとする。

#### ②判断基準に満たない品目への対応

実際の調達品目の購入にあたり、市の判断基準に該当する商品がない場合であっても、できる限り環境負荷の低い商品の購入に努めるものとする。なお、その関連情報については、庁内LAN等で逐次提供する。

### ③データの収集方法等

物品の調達を行った場合は、グリーン購入か否かを判別した上で、分野別品目別に財務会計システムに入力する。これを、定期的に同システムを利用して検索集計することで、分野別の購入率を算出する。

## 2. その他のグリーン購入の推進に関する重要事項

- (1) 調達品目と判断基準及び目標の設定等については、主管課を中心とし関係部局とグリーン購入に関する具体的事項を検討する。
- (2) 基本方針に沿った実際の調達に関しては、沼津市環境マネジメントシステムの推進体制を活用して運用管理していくこととし、毎年度の調達結果もその中で見直し公表していくこととする。
- (3) グリーン購入の推進に関するデータ収集などの検証方法等は、各部門と協議し、別途検証していくものとする。